

佐賀労働局発表  
令和5年7月6日

## 【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 貞木 竜成  
安全専門官 小宮 隆寛  
電話 0952 (32) 7176 (直通)

## 半年で昨年と同数の死亡労働災害が発生！

～令和5年（2023年）上半期の県内の死亡労働災害の発生状況～

佐賀労働局（局長 重河真弓）は、県内における令和5年上半期の死亡労働災害発生状況を取りまとめました。

令和5年上半期（1月～6月）において、佐賀県内では**4件の死亡労働災害が発生**しています。（別添資料参照）

これは、すでに**令和4年の1年間に発生した死亡労働災害と同数の件数**となっており、大変憂慮すべき状況となっています。

このため、佐賀労働局においては、**以下の取組**を実施し、県内の事業場等に対して**注意喚起を図る**こととしています。

- ・ 県内事業場等に対する労働災害発生状況の**情報発信の強化**
- ・ 建設工事関係者会議等、各種会議の場における**注意喚起**
- ・ 労働局幹部による**事業場訪問**

なお、令和5年上半期の死亡労働災害の特徴としては、業種については製造業、建設業で各2件、年齢別及び事故の型別は各表のとおりです。



注意喚起にあたっては、傾向等を踏まえながら適切に行っていくこととしています。

## 佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和5年】

令和5年7月3日現在

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	伊万里署	R5.3.9 3時20分頃	男 60歳代	交通事故 (道路)	乗用車、バス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事作業が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両（トラック）に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に進入した乗用車に激突された。
2	製造業	伊万里署	R5.3.30 16時00分頃	男 50歳代	はさまれ、巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
3	建設業	唐津署	R5.5.22 10時20分頃	男 70歳代	転倒	整地・運搬・積込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂が入ったフレコンバックを荷台から降ろす作業中、フレコンバックを吊り上げ、旋回していたところ、ドラグショベルが横転し、道路の路肩から転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、地面とドラグショベルにはさまれ被災した。
4	製造業	佐賀署	R5.6.22 2時00分頃	男 50歳代	有害物等との接触	異常環境等	塗料を製造する攪拌槽（容量700リットル）内において、被災者は攪拌羽根にひっかかった状態で発見され、その後死亡が確認された。（酸素欠乏症の疑い）

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

(参考)

【令和4年】

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	佐賀署	R4.5.6 13時45分頃	男 60歳代	激突され	不整地運搬車	農地の畦道の造成工事を施工中、被災者とは別の労働者が不整地運搬車を運転して隣接する農道を通り移動しようとしていた際、近くにいた被災者が運転を代ろうとし、同車の前方を通過しようとしたところ、同車が前進し被災者に激突し、農道に隣接する水路へ車両ごと転落した。
2	建設業	武雄署	R4.5.13 16時00分頃	男 70歳代	墜落・転落	建築物、構築物	機械設備の撤去のため、高さ3.2mの架台上で架設通路を取り外す作業中、架台の小梁に足をかけたところ、小梁と架設通路を固定するボルトが外されていたため小梁が外れ、コンクリート床面に墜落した。
3	建設業	佐賀署	R4.9.15 10時35分頃	男 60歳代	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	民家倉庫のスレート屋根改修工事において、スレート屋根に上り、補修箇所の寸法を計測していたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、高さ約4.7m下のコンクリート床面に墜落した。
4	建設業	佐賀署	R4.10.11 13時07分頃	男 40歳代	崩壊、倒壊	基礎工事用機械	移動式クレーンを用いた鋼矢板の打設作業中、重量約700kgの矢板をつり上げ棚杭に仮設後、玉掛け用ワイヤーロープを外し、振動式杭打機により矢板頭部を挟み込もうとしたところ、矢板が倒れ、付近で作業していた被災者の頭部に激突した。